

○豊島区狭小住戸集合住宅税条例施行規則

平成16年5月19日

規則第62号

改正 平成17年3月31日規則第34号

平成19年3月9日規則第12号

平成19年10月1日規則第87号

平成20年3月7日規則第7号

平成21年3月31日規則第32号

平成21年12月25日規則第72号

平成23年3月30日規則第32号

平成23年12月28日規則第65号

平成24年3月28日規則第19号

平成25年3月28日規則第31号

平成26年1月22日規則第3号

平成28年3月31日規則第78号

平成28年7月22日規則第122号

令和2年7月30日規則第61号

令和2年12月25日規則第88号

令和3年3月4日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区狭小住戸集合住宅税条例（平成15年豊島区条例第46号。以下「条例」という。）第11条、第12条第2項、第15条、第17条及び第18条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(寄宿舍等)

第3条 寄宿舍、下宿、寮等として建築確認申請がなされた場合であっても、寝室又は宿泊室に台所、便所及び浴室が付置されている等、独立した生活が完結できる設備であつて共同住宅と同様の形態である場合は、当該建築確認申請に係る建築物は、条例第2条第1号の規定の適用については、集合住宅とみなす。

(納税管理人に係る申告書等の様式)

第4条 納税管理人に係る申告書等の様式は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 納税管理人申告書 別記第1号様式
- (2) 納税管理人承認申請書 別記第2号様式
- (3) 納税管理人を定めないことに係る認定申請書 別記第3号様式
- (4) 納税管理人承認(認定)通知書 別記第4号様式

(納入通知書)

第5条 納入通知書は、豊島区特別区税条例施行規則(昭和40年豊島区規則第5号)第14条の納入通知書(豊島区特別区税条例施行規則別記第62号様式)による。

(納付書)

第6条 納付書は、別記第5号様式による。

(申告納付に係る申告書等の様式)

第7条 申告納付に係る申告書等の様式は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 狭小住戸集合住宅税申告書 別記第6号様式
- (2) 狭小住戸集合住宅税修正申告書 別記第7号様式

(更正及び決定等に係る通知書)

第8条 狭小住戸集合住宅税更正・決定等通知書は、別記第8号様式による。

(更正請求書)

第9条 狭小住戸集合住宅税更正請求書(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第20条の9の3第1項及び第2項の規定による更正請求書)は、別記第9号様式による。

(督促状)

第10条 狭小住戸集合住宅税督促状(法第693条の督促状)は、別記第10号様式による。

(減免)

第11条 条例第17条第1項第1号に規定する国又は地方公共団体が特定の政策目的のために行うときは、次の各号のいずれかに掲げる場合とし、当該各号の事業の目的に合致する狭小住戸の戸数に係る狭小住戸集合住宅税を免除する。

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業として集合住宅の建築等を行うとき。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第17項に規定する共同生活援

助又は同条第28項に規定する福祉ホームの用に供する集合住宅の建築等を行うとき。

(3) その他東京都が要綱等で規定する重度身体障害者グループホームの用に供する集合住宅の建築等を行うとき。

2 条例第17条第1項第2号に規定する区の特定の政策に基づく集合住宅として必要であると区長が認めるときとは、国又は地方公共団体以外の者が、前項各号のいずれかに掲げる集合住宅の建築等を行う場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる場合とし、当該各号の事業の目的に合致する狭小住戸の戸数に係る狭小住戸集合住宅税を免除する。

(1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条に規定する都知事の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である集合住宅として建築等を行うとき。

(2) 区が実施する居住環境総合整備事業に基づく建替促進助成を受けて建て替えられる集合住宅として建築等を行うとき。

(3) 区長が別に定める高齢者向け優良賃貸住宅である集合住宅として建築等を行うとき。

3 減免申請に係る申請書等の様式は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 狭小住戸集合住宅税減免申請書 別記第11号様式

(2) 狭小住戸集合住宅税減免決定通知書 別記第12号様式

(3) 狭小住戸集合住宅税減免不承認通知書 別記第13号様式

(平21規則32・平23規則65・平24規則19・平25規則31・平28規則122・一部改正)

(賦課徴収)

第12条 豊島区狭小住戸集合住宅税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、豊島区特別区税条例施行規則（昭和40年豊島区規則第5号）の定めるところによる。

(様式)

第13条 区長は、狭小住戸集合住宅税の賦課徴収に係る文書の様式については、この規則に定めるもののほか、豊島区特別区税条例施行規則に定める様式に所要の修正を加え、使用することができる。

附 則

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第34号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月9日規則第12号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月1日規則第87号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式用の紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、又は読替えを行い、なお使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に存する郵便振替払出証書及び郵便為替証書で、郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第235号。以下「政令」という。）附則第11条第1項の規定によりなおその効力を有するとされる、政令第9条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第156条第1項第2号に規定する普通地方公共団体の歳入の納付に使用することができるもののうち、発行の日から起算し、175日を経過しているものは、受領してはならない。

附 則（平成20年3月7日規則第7号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式用の紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、又は読替えを行い、なお使用することができる。

附 則（平成21年3月31日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月25日規則第72号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式用の紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、又は読替えを行い、なお使用することができる。

附 則（平成23年3月30日規則第32号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月28日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月28日規則第19号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規則第31号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月22日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第78号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月22日規則第122号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年7月30日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月25日規則第88号）

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、又は読替えを行い、なお使用することができる。

附 則（令和3年3月4日規則第8号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、又は読替えを行い、なお使用することができる。

別記第1号様式（第4条関係）

納税管理人申告書(狭小住戸集合住宅税)

年 月 日

豊 島 区 長

(納税義務者)

住所又は所在地

氏名

(法人の場合は名称及び代表者名)

豊島区内において私の納付すべき税に係る区の徴収金について、納税に関する一切の事項を処理させるため、豊島区狭小住戸集合住宅税条例第9条第1項の規定に基づき、下記の者を納税管理人に定め・変更しましたので申告いたします。

税目	対象建築物の名称及び所在地（地番）等			
狭小住戸集合住宅税	名称（又は計画名）		豊島区	丁目 番地
			工事着手年月日	年 月 日
新 納税管理人	住所 又は 所在地		電話番号	
	氏名 又は 名称		生年月日	年 月 日
旧 納税管理人	住所 又は 所在地		電話番号	
	氏名 又は 名称		生年月日	年 月 日

- (注) 1 新たに納税管理人を設ける場合は、「新納税管理人」の欄に記入すること。
 2 解除の場合は本様式に準ずること。
 3 納税管理人は都内に住所又は所在地を有するものであること。

納税管理人承認申請書

年 月 日

豊島区長

（納税義務者）

住所又は所在地

氏名

（法人の場合は名称及び代表者名）

納税管理人を定め・変更し・解除したいので、豊島区狭小住戸集合住宅税条例第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり承認申請をいたします。

管 理 する 税 目	狭小住戸集合住宅税		
対象建築物の名称及び所在地（地番）等	名称（又は計画名）		
	所在地	豊島区 丁目 番地	
	工事着手年月日	年 月 日	
定める 管理人を変更する年月日 解除する	年 月 日		
管 理 する 事 項	1 納税通知書、督促状その他納税に関する書類の受領 2 徴収金の納付又は納入 3 その他納税に関する一切の事項		
納 税 管 理 人	設 定 解 除	住所又は所在地	
		氏名又は名称	
		生年月日 年 月 日	
	変 更	新	住所又は所在地
		氏名又は名称	
		生年月日 年 月 日	
旧	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
	生年月日 年 月 日		

納税管理人を定めないことに係る認定申請書

年 月 日

豊 島 区 長

（納税義務者）

住所又は所在地

氏名
（法人の場合は名称及び代表者名）

納税管理人を定めないことについて、豊島区狭小住戸集合住宅税条例第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり認定申請をいたします。

税 目	対象建築物の名称及び所在地（地番）等		
狭小住戸集合住宅税	名称（または計画名）	豊島区	丁目 番地
		工事着手年月日	年 月 日
理 由			
摘 要			

別記第4号様式（第4条関係）

<h2 style="margin: 0;">納税管理人承認(認定)通知書</h2>		
		第 _____ 号 年 月 日
様 豊島区長		
年 月 日付で申請のあった納税管理人の 設定・変更・廃止・認定 については、豊島区狭小住戸集合住宅税条例第9条第1項・第2項の規定に基づき、下記のとおり 承認・認定 しましたので通知いたします。		
納税義務者	住所又は所在地 氏名 （法人の場合は名称及び代表者名）	
税 目	対象建築物の名称及び所在地（地番）等	
狭小住戸集合住宅税	名称（または計画名）	豊島区 丁目 番地 工事着手年月日 年 月 日
	住所又は所在地 氏名又は名称	
承認事項	新納税管理人	住所又は所在地 氏名又は名称
	旧納税管理人	住所又は所在地 氏名又は名称
認定事項		
摘要		

整理No.	豊島区 領収証書 28	
振替口座	00140-6-960028	
加入者	豊島区会計管理者	
年度	会計一般会計	
款 項 目 節 細 事	01特別区税 04狭小住戸集合住宅税 01狭小住戸集合住宅税	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	
納付者 住所・所在地 氏名又は名称		
申告区分	申告 修正申告 更正・決定	
金額内訳	億 千 百 十 万 千 百 十 円	
税額		
延滞金		
過小申告加算金		
不申告加算金		
重加算金		
合計額		
納期限	年 月 日	
上記の金額を領収しました。	領収日付印	
主管課名	課コード	

(納税者保管用)

整理No.	豊島区 納付書兼 領収証書 28	
振替口座	00140-6-960028	
加入者	豊島区会計管理者	
年度	会計一般会計	
款 項 目 節 細 事	01特別区税 04狭小住戸集合住宅税 01狭小住戸集合住宅税	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	
納付者 住所・所在地 氏名又は名称		
申告区分	申告 修正申告 更正・決定	
金額内訳	億 千 百 十 万 千 百 十 円	
税額		
延滞金		
過小申告加算金		
不申告加算金		
重加算金		
合計額		
納期限	年 月 日	
上記の金額を納付します。	領収日付印	
納付場所 豊島区指定金融機関 (区役所派出所を含む) 東京都特別区公金収納取扱店 東京都、山梨県及び関東各県所在のゆう ちょ銀行・郵便局(納期限内に限る) 豊島区金銭出納員		
取りまとめ店	ゆうちょ銀行東京貯金事務 センター	
主管課名	課コード	

(区役所保管用)

整理No.	豊島区 原簿 28	
振替口座	00140-6-960028	
加入者	豊島区会計管理者	
年度	会計一般会計	
款 項 目 節 細 事	01特別区税 04狭小住戸集合住宅税 01狭小住戸集合住宅税	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	
納付者 住所・所在地 氏名又は名称		
申告区分	申告 修正申告 更正・決定	
金額内訳	億 千 百 十 万 千 百 十 円	
税額		
延滞金		
過小申告加算金		
不申告加算金		
重加算金		
合計額		
納期限	年 月 日	
備考	領収日付印	
日計	口数 円	
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	
主管課名	課コード	

(金融機関等保管用)

狭小住戸集合住宅税申告書

豊島区長

年 月 日提出

豊島区狭小住戸集合住宅税条例第11条の規定に基づき、下記のとおり申告いたします。

納 税 義 務 者 （ 建 築 主 ）	住所又は所在地	
	氏名 （法人の場合は名称及び代表者名）	
	連絡先担当者氏名等	（電話番号）

集合住宅の名称（又は計画名）			
集合住宅の所在地	地 番	豊島区 丁目	番地
	住居表示	豊島区 丁目	
確認済証番号		号	
工事着手年月日		年 月 日	

課税標準 （30㎡未満住戸戸数）①	税率 ②	税額（円） ①×② ③	納付（予定）年月日	納付場所 （金融機関・支店名）
戸	50万円	円	年 月 日	

- （注） 1 建物の位置を示した「付近見取図」、及び住戸面積を明示した「建物の平面図」を添付すること。
- 2 工事着手年月日は、「根切り」または「杭打ち」等の建物の基礎工事が継続的に開始された初日を記入すること。
- 3 住戸の面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を基準に算出し、ベランダ、バルコニー等の屋外部分や、パイプスペースおよびメーターボックス等のデッドスペース部分で居住者の屋内的用途に供しない部分を含めない。

修正申告用

狭小住戸集合住宅税修正申告書

豊島区長

年 月 日提出

豊島区狭小住戸集合住宅税条例第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり修正申告いたします。

（納税義務者） （建築主）	住所又は所在地	
	氏名 （法人の場合は名称及び代表者名）	
	連絡先担当者氏名等	（電話番号）

集合住宅の名称（又は計画名）			
集合住宅の所在地	地番	豊島区 丁目	番地
	住居表示	豊島区 丁目	
確認済証番号		号	
工事着手年月日		年 月 日	

当初申告年月日	年 月 日
---------	-------

区分	課税標準 30㎡未満住戸戸数 ①	税率 ②	税額（円） ①×②		差引増差 納付（予定）年月日	納付（予定）場所 （金融機関・支店名）
				③		
修正申告 （ア）	戸	50万円		円		
当初申告 （イ）	戸	50万円		円		
差引増差 （ア-イ）	戸		差引	円		

- (注) 1 建物の位置を示した「付近見取図」、及び住戸面積を明示した「建物の平面図」を添付すること。
- 2 工事着手年月日は、「根切り」または「杭打ち」等の建築物の基礎工事が継続的にを開始された初日を記入すること。
- 3 住戸の面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を基準に算出し、ベランダ、バルコニー等の屋外部分や、パイプスペースおよびメーターボックス等のデッドスペース部分で居住者の屋内的用途に供しない部分を含めない。

狭小住戸集合住宅税更正・決定等通知書

年 月 日

納税義務者

（住所又は所在地）

（氏名 法人の場合は名称及び代表者名）

様

豊島区長

印

狭小住戸集合住宅税の課税標準・税額・加算金額・重加算金額を下記のとおり 更正・決定 しましたので、豊島区狭小住戸集合住宅税条例第15条の規定に基づき通知します。この通知書によって納付すべき金額は、年 月 日までに納付してください。
 なお、不足税額については、年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足金額（1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合をいう。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した金額を延滞金として徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

税目	対象建築物の名称及び所在地（番地）等		
	名称（又は計画名）	豊島区 丁目 番地	
狭小住戸集合住宅税		工事着手日	年 月 日

区分	既に確定した分	更正・決定分	差引増減
課税標準額 ①	戸	戸	戸
税額（①×税率）②	円	円	円
減免額 ③	円	円	円
差引額（②－③）	④ 円	⑤ 円	⑥ 円

差引不足税額（⑥）	（ア）		円
-----------	-----	--	---

加算金等計算欄	既に確定した分	更正・決定分	差引増減
基礎となる税額	円	円	円
過少申告加算金 ⑦	円	円	円
不申告加算金 ⑧	円	円	円
重加算金 ⑨	円	円	円
計（⑦＋⑧＋⑨）	円	円	（イ） 円

合計金額（ア）＋（イ）	円
-------------	---

更正・決定等の理由	
-----------	--

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として（訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避ける緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

狭小住戸集合住宅税 更正請求書

豊島区長

年 月 日 提出

地方税法第20条の9の3第1項・第2項の規定に基づき、下記のとおり更正の請求をいたします。

納税義務者	住所又は所在地		
	氏名 (法人の場合は名称及び代表者名)		
	連絡先担当者氏名等	(電話番号)	
更正の請求の対象となる申告等区分		年 月 日 申告・修正申告・更正・決定 分	
摘 要		更正の請求前	更正の請求後
課 税 標 準 等			
税 額 等			
法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合		法定納期限	年 月 日
法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合		第1号の判決等の確定日	年 月 日
		第2号の更正・決定があった日	年 月 日
		第3号の 政令で定める理由の生じた日	年 月 日
更正の請求をする理由及び請求するに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項			

狭小住戸集合住宅税 督促状

(発付日)
年 月 日

納税義務者

住所又は所在地

氏名（法人の場合は名称及び代表者名）

様

豊島区長

印

下記の金額が未納となっていますので、至急、豊島区指定金融機関等にお納めください。

納税義務者の氏名又は名称		住所又は所在地	
申告区分	年 月 日 申告・修正申告・更正・決定 分		
税 額			円
過少申告加算金			円
不申告加算金			円
重 加 算 金			円
延 滞 金	地方税法第687条又は第690条、豊島区狭小住戸集合住宅税条例第12条第3項・第16条第2項による金額		
延滞金の計算	<p>納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足金額(1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1%の割合を加算した割合をいう。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した金額を延滞金として徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>		

(注)

- この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに上記の金額を完納しないときは、滞納処分を受けることになります。
- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避ける緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 本条到着前に納付済みときは、行き違いですので、ご容赦ください。

別記第11号様式（第11条関係）

狭小住戸集合住宅税 減免申請書

年 月 日

豊 島 区 長

（納税義務者）

申請者	住所又は所在地	
	氏名 （法人の場合は名称及び代表者名）	
	連絡先担当者氏名等	（電話番号）

豊島区狭小住戸集合住宅税条例第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり狭小住戸集合住宅税の減免を申請いたします。

申告区分	年 月 日 申告に係るもの
------	---------------

区 分	対象建築物の名称の所在地（地番）等			減免の対象となる住戸数
狭小住戸 集合住宅税	名称（又は計画名）	豊島区	丁目 番地	戸
		工事着手日	年 月 日	

減免申請の理由

添付書類

別記第12号様式(第11条関係)

狭小住戸集合住宅税減免決定通知書

年 月 日

納税義務者

住所又は所在地

氏名(法人の場合は名称及び代表者名)

様

豊島区長



年 月 日付けで申請のあった狭小住戸集合住宅税の減免については、下記のとおり減免することに決定しましたので、豊島区狭小住戸集合住宅税条例第17条第3項の規定に基づき通知いたします。

記

減免前税額

減免する税額

納税額

円

円

円

申告区分	年 月 日申告に係るもの
------	--------------

区分	対象建築物の名称の所在地(地番)等			減免の対象となる住戸数
	名称(又は計画名)	豊島区	丁目 番地	
狭小住戸 集合住宅税		工事着手日	年 月 日	戸

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避ける緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第13号様式(第11条関係)

狭小住戸集合住宅税減免不承認通知書

年 月 日

納税義務者

住所又は所在地

氏名(法人の場合は名称及び代表者名)

様

豊島区長

印

年 月 日付で申請のあった狭小住戸集合住宅税の減免については、審査の結果、下記の理由により減免しないことに決定しましたので、豊島区狭小住戸集合住宅税条例第17条第3項の規定により通知いたします。

記

理 由	
-----	--

申告区分	年 月 日 申告に係るもの
------	---------------

区 分	対象建築物の名称の所在地(地番)等			減免不承認住戸数
	名称(又は計画名)	豊島区	丁目 番地	
狭小住戸 集合住宅税		豊島区	丁目 番地	戸
		工事着手日	年 月 日	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避ける緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 別記第1号様式（第4条関係）
（令3規則8・一部改正）
- 別記第2号様式（第4条関係）
（令3規則8・一部改正）
- 別記第3号様式（第4条関係）
（令3規則8・一部改正）
- 別記第4号様式（第4条関係）
（令3規則8・一部改正）
- 別記第5号様式（第6条関係）
（平23規則32・全改）
- 別記第6号様式（第7条関係）
（平21規則72・一部改正）
（令3規則8・全改）
- 別記第7号様式（第7条関係）
（平21規則72・一部改正）
（令3規則8・全改）
- 別記第8号様式（第8条関係）
（平28規則78・全改）
（令2規則88・全改）
- 別記第9号様式（第9条関係）
（令3規則8・一部改正）
- 別記第10号様式（第10条関係）
（平28規則78・全改）
（令2規則88・全改）
- 別記第11号様式（第11条関係）
（令3規則8・一部改正）
- 別記第12号様式（第11条関係）
（平28規則78・全改）
- 別記第13号様式（第11条関係）
（平28規則78・全改）